

第26回

ロジガード株式会社

定時株主総会 招集ご通知

開催日時：2026年9月28日（月曜日）午後2時

〈 受付開始予定時刻：午後1時 〉

開催場所：東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

東京証券会館9階 第4会議室・第5会議室

議決権行使期限

2026年9月25日（金曜日）午後5時30分

目次	招集ご通知	1
	株主総会参考書類	5
	事業報告	12
	計算書類等	32
	監査報告書	35

証券コード 4391
2026年9月4日
(電子提供措置の開始日 2026年9月3日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町三丁目3番6号
ロジザード株式会社
代表取締役社長 金 澤 茂 則

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主各位におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第26回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.logizard.co.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「ロジザード」又は「コード」に当社証券コード「4391」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日ご出席をいただかなくとも、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従い、2026年9月25日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月28日（月曜日）午後2時
（なお、受付開始時刻は午後1時を予定しております。）

2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館9階 第4会議室・第5会議室

3. 目的事項

報告事項

第26期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

第4号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入及び
譲渡制限付株式の付与のための報酬枠設定の件

以 上

- ・当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトはその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ・書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を合わせてお送りしておりますが、当該書面は法令及び当社定款第17条の規定に基づき、計算書類の個別注記表につきましては除いております。

従いまして、本招集ご通知に記載している計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様は電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

- ・お身体のご不自由な株主様で、当日の係員のお手伝いが必要な場合は、事前にご連絡くださいますようお願い申し上げます。（ご連絡先の電話番号：03-5643-6228 担当小杉、営業時間：平日午前9時～午後5時30分）

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2026年9月25日（金曜日）
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2026年9月25日（金曜日）
午後5時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

パソコン等によるご行使

行使期限

2026年9月25日（金曜日）
午後5時30分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2026年9月28日（月曜日）
午後2時
（受付開始 午後1時）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00) その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

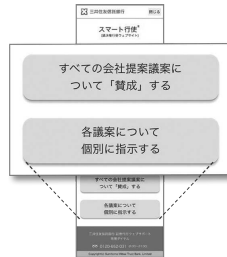
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

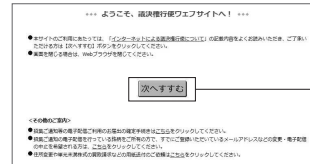


「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

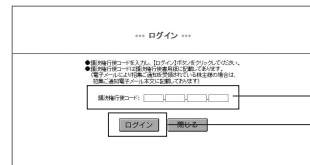
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

事業基盤の拡大により、今後も人的資源への投資等事業成長を図りながらも安定的な事業継続に必要な内部留保を確保した上で、配当性向20%を目標として以下のとおりの配当を実施いたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項
- (1) 配当財産の種類
金銭とします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総数
当社普通株式 1 株につき金 19円00銭 総額 61,948,531円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年 9月29日

第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3 名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役 3 名の選任をお願いするものであります。

なお、各取締役候補者の選定にあたっては、任意の指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）の諮問、答申を経て、取締役会にて決定したものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名			現在の当社における地位、担当
1	かな ざわ 金 澤	しげ のり 茂 則	再 任	代表取締役社長
2	み うら 三 浦	ひで ひこ 英 彦	再 任	取締役管理本部長
3	かめ だ 亀 田	なお よし 尚 克	再 任	取締役営業部長
再 任	再任取締役候補者			

候補者番号

1

かな ざわ

金澤

しげ のり

茂則

(1967年7月14日生)

再任

所有する当社株式の数

364,500株

取締役在任年数

25年

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月	株式会社福田屋洋服店（現株式会社アンドエスティHD）入社	2016年3月	龍騎士供応鏈科技（上海）有限公司 執行董事
2001年7月	有限会社ロジザード設立（現ロジザード株式会社） 同社代表取締役社長就任（現任）		

■ 取締役候補者とした理由

金澤茂則氏は、2001年7月の当社設立以来、代表取締役社長として、物流における豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しており、当社の更なる成長と発展のために最適な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

■ 取締役候補者と当社の関係： 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

み うら

三浦

ひで ひこ

英彦

(1962年4月29日生)

再任

所有する当社株式の数

39,500株

取締役在任年数

10年

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	株式会社日本リース入社	2011年5月	当社入社業務管理部長
2000年4月	日本GMACコマーシャルモー ゲージ株式会社入社	2016年9月	当社取締役管理部長就任
2006年3月	フットワークエクスプレス株式 会社（現JPロジスティックス 株式会社）入社	2020年9月	龍騎士供応鏈科技（上海）有限 公司 監事
2007年2月	パシフィックホールディングス 株式会社入社財務部長	2024年7月	当社取締役管理本部部長就任 （現任）

■ 取締役候補者とした理由

三浦英彦氏は、管理部門の責任者として、財務、総務、人事の業務執行を指揮し、会社の成長に貢献してきました。これらの業績を踏まえて、持続的な企業価値の実現のために最適な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

■ 取締役候補者と当社の関係： 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

かめ だ

亀田

なお よし

尚克

(1974年6月2日生)

再 任

所有する当社株式の数

34,500株

取締役在任年数

6年

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年 4 月	蝶理株式会社入社	2010年 7 月	当社営業部長
2001年 5 月	株式会社CRC総合研究所（現 伊藤忠テクノソリューションズ 株式会社）入社	2017年 7 月	当社執行役員営業部長
2006年 3 月	当社入社	2020年 9 月	当社取締役営業部長 （現任）

■ 取締役候補者とした理由

亀田尚克氏は、営業部門の責任者として、在庫管理システム事業の業務執行を指揮し、会社を成長させるなど成果を上げてきました。これらの業績を踏まえて、持続的な企業価値の実現のために最適な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

■ 取締役候補者と当社の関係： 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

監査等委員会の意見

当委員会は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任について指名・報酬委員会委員で審議し、監査等委員会が妥当であると判断いたしました。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定手続きについても特段の問題はなく、その内容につきましても妥当であると判断いたしました。

（注）1．当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

（ご参考）株主総会後の役員及び執行役員のスキルマトリックス

※本招集ご通知記載の候補者を原案どおり全てご選任いただいた場合、各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名		事業戦略	製品開発	営業マーケティング	ガバナンスリスク管理	サステナビリティ	DX	財務・会計	法務	人財開発
金澤 茂則	代表取締役社長	●	●		●	●	●			●
三浦 英彦	取締役管理本部長	●	●		●	●	●	●	●	●
亀田 尚克	取締役営業部長	●	●	●	●	●	●			●
滝澤 玲	取締役（社外） 監査等委員会委員長 常勤監査等委員				●	●		●	●	
渡辺 彰敏	取締役（社外） 監査等委員				●	●			●	
播磨 奈央子	取締役（社外） 監査等委員				●	●		●	●	
橋本 修司	執行役員 製品サービス部長	●	●		●	●	●			●
柿野 充洋	執行役員 企画営業部長	●	●	●	●	●	●			●

第3号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額については、2021年9月28日開催の第21回定時株主総会において「年額20百万円以内」とご承認いただいております。昨今の経済情勢やコーポレート・ガバナンスにおける監査等委員である取締役の職務の重要性が一段と高まっていることなどを考慮し、監査等委員である取締役の報酬等の額を「年額30百万円以内」に改定させていただきたいと存じます。本議案は、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮し、任意の指名・報酬委員会の答申等を踏まえ監査等委員会の同意を得て決定したものであり、相当であると判断しております。なお、現在の監査等委員である取締役は3名であります。

第4号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入及び譲渡制限付株式の付与のための報酬枠設定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額については、2021年9月28日開催の第21回定時株主総会において、年額200万円以内とご承認いただいております。第3号議案「監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件」が原案どおり承認可決されますと年額300万円以内となります。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）が在任中においても譲渡制限付株式を給付され、議決権や配当を受領する権利等、株主の皆様と同様の権利を有することで、より一層株主の皆様に近い目線で価値を共有し職務に当たるよう意識づけることを目的として、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、監査等委員に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の報酬枠とは別枠にて、年額200万円以内といたします。また、監査等委員への具体的な支給時期及び配分については、任意の指名・報酬委員会の答申等を踏まえ、監査等委員会において決定することといたします。

なお、現在の監査等委員である取締役は3名であります。

また、監査等委員は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年5,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける監査等委員に特に有利な金額としない範囲で、任意の指名・報酬委員会の協議の上、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と監査等委員との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件といたします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく監査等委員への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定され、監査等委員会の同意を得ており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

監査等委員は、本割当契約により割当を受けた日より３年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任時の取扱い

監査等委員が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、監査等委員が譲渡制限期間中に継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除することができる。ただし、当該監査等委員が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができる。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

事業報告

(自 2025年 7 月 1 日)
(至 2026年 6 月30日)

1. 会社の現況に関する事項

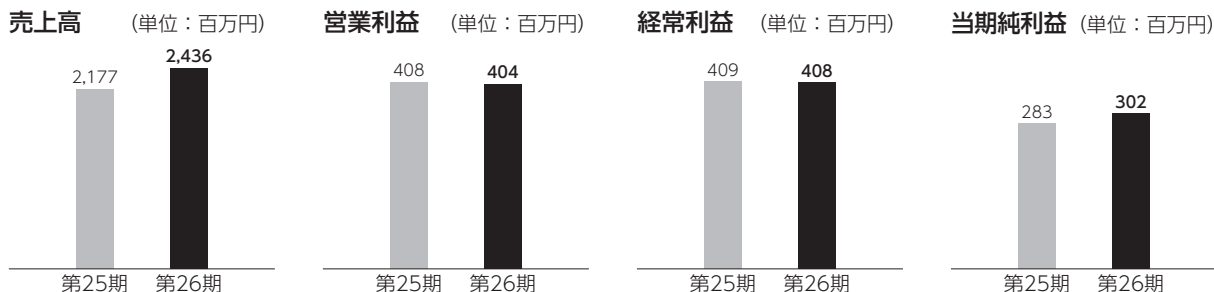
(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策を背景に緩やかな回復基調が継続したものの、物価上昇の継続に加え、米国の通商政策による世界経済への影響や地政学的リスクの高まりによる資源・エネルギー価格の変動などが景気に与える影響が懸念されており、今後の経済の先行きは依然として不透明な状況が継続しております。

一方、当社の主要顧客である物流業界においては、人手不足や時間外労働規制への対応を背景に、物流DXや自動化設備の導入による省人化・省力化、生産性向上に向けた投資が引き続き進められております。

このような環境下、当社は中期経営計画の初年度として、①お客様のビジネスを止めない、“出荷絶対”を支えるハイタッチサービス、②“時流”に合った顧客目線でのサービス戦略、③BtoB企業への取り組み強化、④事業運営力を向上するための組織改革の実施等の取り組みを行ってまいりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高2,436,465千円（前年同期比11.9%増）、営業利益404,681千円（前年同期比0.8%減）、経常利益408,347千円（前年同期比0.3%減）、当期純利益302,145千円（前年同期比6.7%増）となりました。



なお、当社は、在庫管理システム事業を単一セグメントとしているため、セグメント別の記載を行っておりません。サービス別の業績については、以下のとおりであります。

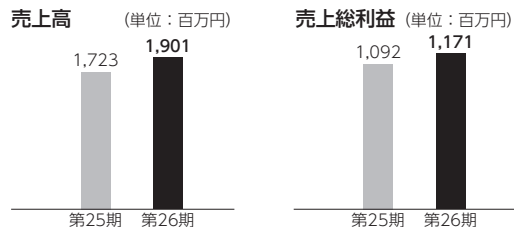
(クラウドサービス)

売上高 19億 1百万円

(前期比 10.3%増)

売上総利益 11億71百万円

(前期比 7.2%増)



当サービスにおいては、新規取引先の増加などにより順調に推移し、当事業年度における売上高は1,901,663千円（前期比10.3%増）及び売上総利益1,171,334千円（前期比7.2%増）となりました。

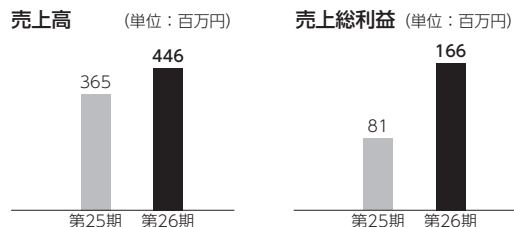
(開発・導入サービス)

売上高 4億46百万円

(前期比 22.1%増)

売上総利益 1億66百万円

(前期比 105.0%増)



当サービスにおいては、大型案件及び既存取引先からの継続案件の受注があったことにより、当事業年度における売上高は446,110千円（前期比22.1%増）となりました。また、開発案件の粗利率の向上により売上総利益166,235千円（前期比105.0%増）となりました。

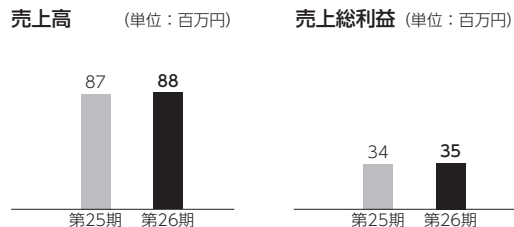
(機器販売サービス)

売上高 88百万円

(前期比 1.0%増)

売上総利益 35百万円

(前期比 0.9%増)



当サービスにおいては、専用プリンター及び帳票などのサプライ品の販売が概ね横ばいで推移し、当事業年度における売上高は88,691千円（前期比1.0%増）及び売上総利益35,082千円（前期比0.9%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額はリース資産を含めて377,089千円であり、その中で主なものは、「ロジガード ZERO」の基本機能及びバージョンアップ機能追加のソフトウェア 227,798千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 持続可能な物流に向けた取り組み

以下に掲げる課題は、いずれもIT技術によって相当部分の解決が可能と考えております。当社は、これらに応えるサービスの提供を行うと同時に、成長とリスクに対応できる組織体制を構築して取り組んでまいります。

イ. 人手不足を解消する、物流作業の省力化・自動化の実現

少子高齢化を背景とした労働人口の減少に伴い、従来人手に依存していたハンドリング（※1）業務の省力化・自動化ニーズが急速に高まっております。

こうした環境変化を踏まえ、当社ではRFIDや画像認識などの先進的な認識技術を製品へ積極的に導入し、お客様のニーズに応える取り組みを進めています。これにより、複数商品情報の迅速かつ正確な処理の一括化が可能となり、在庫管理業務の効率性向上に貢献しております。さらに、ロボットやマテハン（マテリアルハンドリング機器）等の物流機器とのシームレスな連携や、上位基幹システム及び周辺システムとの標準データ連携の整備を通じ、企業のDX推進を支援する高度な在庫ハンドリングソリューションの提供体制を構築しております。

今後も、人手不足という社会課題の解決に貢献するとともに、高い生産性・操作性・柔軟性を兼ね備えたサービスの提供を通じて、物流現場の更なる効率化を推進してまいります。

ロ. 物流DXの推進に応えるサービス提供範囲の拡大

当社では、これまで主要顧客である流通業・Eコマース事業者向けの機能強化に継続的に取り組んでまいりましたが、今後はこれらに加え、企業間取引（BtoB）における物流分野への機能提供の拡大を積極的に推進してまいります。

従来、企業間物流においては業界慣習を踏襲した業務運用が多く、見直しの余地がありましたが、近年ではクラウドサービスへのリプレイス及びデジタルトランスフォーメーション（DX）推進の機運の高まりを背景に、当社への新たな引き合いが急増しております。当社では、こうした市場の変化

を好機と捉え、柔軟かつ高度なクラウドサービスの開発と提供体制、企業間物流に向けた機能開発を強化することで、企業間物流の課題解決及び業務効率化・可視化を支援する先進的なソリューション展開を図ってまいります。

ハ．輸配送の効率化を改善するための物流データの活用

物流業界においては、「2024年問題」(※2)並びに2026年4月に施行された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)」(※3)への対応が喫緊の課題となっています。慢性的な人手不足に起因する深刻な労働負荷の増加、トラックの貨物積載率の向上及びドライバー単位あたりの輸送量増加の必要性に対して、大手企業による「共同配送」などの取り組みが一部進展しているものの、本質的な課題解決には至っていない状況と認識しております。

当社では、これら課題の抜本的な解決に向けて、複数企業の仕向け先単位(※4)での貨物情報を活用した効率的な混載(※5)物流の実現が重要であると考えております。その起点として、当社がこれまで提供してきた在庫管理システムによる貨物情報の精緻な取得・管理が果たす役割は非常に大きく、今後はブロックチェーン技術やIoT(※6)などの先端技術を活用しつつ、配送システムとの連携を可能とするデータ提供・活用を推進してまいります。

② 人的資本への投資施策の推進

イ．人的資本への投資

当社サービスの顧客価値は、物流領域に精通した専門性の高い人材が、お客様に寄り添いながら提案から導入、運用定着まで一貫して支援することで最大化されるものと認識しております。特に、BtoB領域における物流機能の提供拡大に向けては、お客様のニーズを的確に把握し、最適なソリューションを提案・実現する支援力が不可欠であり、こうしたハイタッチ型の導入支援こそが当社の競争優位性を支える重要な源泉であると考えております。そのため、当該人材の質及び量の確保は事業成長を支える基盤であると同時に、当社が掲げる「安心・安全な物流環境の提供」という企業理念の実現に向けた最重要課題のひとつと位置付けております。

こうした認識のもと、当社では優秀な人材の採用と育成への投資を重要な先行投資と捉え、将来的に業界を牽引しうる高度な専門性を備えた人材の育成支援を継続的に実施してまいります。加えて、社員一人ひとりの成長機会の提供とキャリアパスの設計を通じて、スキルの高い競争力のある人材基盤の構築に努めてまいります。

ロ．働く環境の整備への投資

当社では、社員が安心して能力を発揮できる職場環境の整備が、持続的な企業成長の根幹であると認識しております。

こうした認識のもと、当社では優秀な人材の採用と育成への投資を重要な先行投資と捉え、物流分

野における高度な専門知識に加え、お客様の課題を深く理解し、提案から実現まで伴走できる人材の育成を継続的に推進してまいります。加えて、社員一人ひとりの成長機会の提供とキャリアパスの整備を通じて、将来的に業界を牽引する専門性と提案力を兼ね備えた競争力の高い人材基盤の構築に努めてまいります。

③ 事業リスクの軽減

イ. サイバーセキュリティへの対応

昨今、国内外で頻発するサイバー攻撃や情報漏えい事案を背景に、企業活動におけるサイバーセキュリティの確保が一層重要な経営課題となっております。

当社は、インターネットを基盤としたクラウドサービスを提供する企業として、サイバーセキュリティの維持・向上は企業の存続及びサービスの安定提供に不可欠な要素と位置付けております。

今後も継続して、巧妙化・過激化するサイバー攻撃等に対応するための技術的な投資の強化に加え、社内における情報管理体制の見直しや運用面での改善を図ることで、堅牢かつ安全なサイバーセキュリティ管理体制の構築・維持に取り組んでまいります。

ロ. 機器・デバイスの流通の滞りによる機会損失リスクの回避

近年の地政学的リスクの高まりを受け、各産業分野においてサプライチェーン（※ 7）の再構築・見直しが進展しております。当社が提供する機器・デバイスにおいても、製造者からの部材・製品供給に影響が及ぶ可能性があり、事業活動並びに売上への波及リスクが顕在化する状況となっております。

こうした環境下において、当社では製造者との綿密な連携体制を維持・強化しながら、供給状況の変化に対する早期把握及び適切な対策を講じることで、安定的な製品提供と収益構造の確保に努めてまいります。

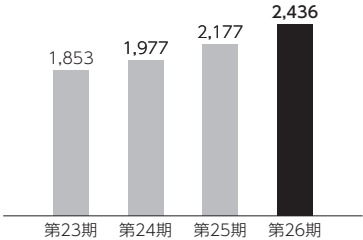
- ※ 1：ハンドリングとは、物をつかんで移動させる行為のことです。
- ※ 2：2024年問題とは、2024年4月からトラックドライバーの時間外労働の960時間上限規制と改正改善基準告示が適用され、これまでより労働時間が短くなることで輸送能力が不足するなどの社会問題のことです。
- ※ 3：物流効率化法とは、荷主や物流事業者に対し、荷待ち時間の削減や積載率の向上など、物流の効率化に向けた取り組みを義務付ける法律を指します。
- ※ 4：仕向け先単位とは、貨物を配達する方面や場所などの単位のことです。例えば、東京から大阪へ貨物を配達する場合は、大阪を仕向け先と表現し、輸送は貨物を仕向ける行為とその物量によって車両が手配されます。
- ※ 5：混載とは、特定の同じ地域や、同じ方面へ複数の荷主のもつ多くの貨物をひとつの輸送車両等に積み合わせて輸送することです。
- ※ 6：IoTとは、「Internet of Things」の略称で、センサーによって取得したモノの情報を、インターネットを通じてクラウドサーバーに蓄積し、蓄積された情報の分析結果を、人やモノへフィードバックすることで相互に制御を実現する仕組みのことです。
- ※ 7：サプライチェーンとは、商品や製品が消費者の手元に届くまでの、調達、製造、在庫管理、配送、販売、消費といった一連の流れのことです。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第23期 2023年6月期	第24期 2024年6月期	第25期 2025年6月期	第26期 (当事業年度) 2026年6月期
売上高 (千円)	1,853,807	1,977,475	2,177,041	2,436,465
経常利益 (千円)	260,681	346,362	409,662	408,347
当期純利益 (千円)	184,715	252,534	283,173	302,145
1株当たり当期純利益 (円)	58.11	78.87	87.91	93.06
総資産 (千円)	1,965,296	2,256,678	2,576,516	2,929,663
純資産 (千円)	1,693,997	1,924,838	2,176,741	2,453,470
1株当たり純資産額 (円)	531.26	599.49	673.98	752.49

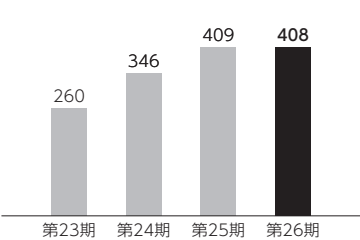
売上高

(単位：百万円)



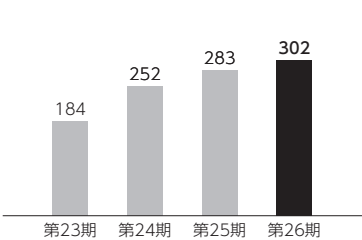
経常利益

(単位：百万円)



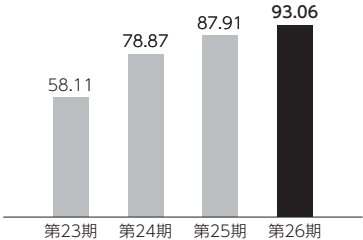
当期純利益

(単位：百万円)



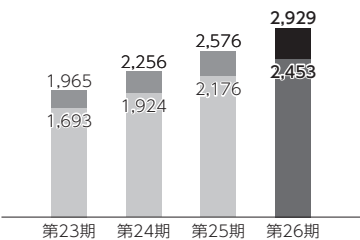
1株当たり当期純利益

(単位：円)



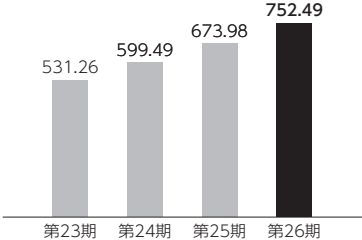
総資産/純資産

(単位：百万円)



1株当たり純資産

(単位：円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

- ① クラウドサービス
 - イ. 倉庫在庫管理システム「ロジガード ZERO」
倉庫在庫管理システムは、倉庫内に保管されている商品（在庫）の数を正確に把握するとともに、倉庫内業務の効率化を実現するためのシステムです。
 - ロ. 店舗在庫管理システム「ロジガードZERO-STORE」
「ロジガードZERO-STORE」は、店舗における在庫管理に主眼を置き、複数の店舗に点在する在庫や売上データを本部にて一元管理することができるシステムです。
 - ハ. OMO支援システム「ロジガード OCE」
「ロジガード OCE」は、当社の「ロジガード ZERO」や「ロジガード ZERO-STORE」を連動させることで一元化された在庫情報を活用し、商品を欲しいお客様にお届けするための最適な答えを導き出すための在庫マッチングエンジンです。
- ② 開発・導入サービス
クラウドサービスの顧客に対して、ニーズに合わせた画面、帳票、インターフェイスなどのカスタマイズ開発及びクラウドサービスの利用開始時における各種設定作業のお客様へのサポートを提供しております。
- ③ 機器販売サービス
クラウドサービスに付随し、倉庫などで利用されるプリンターやアクセスポイント等の機器、帳票及びプリンターラベル等のサプライ品を販売しております。

(8) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区日本橋人形町三丁目 3 番 6 号
秋 田 開 発 セ ン タ ー	秋田県秋田市山王三丁目 1 番 48 号
横 手 開 発 セ ン タ ー	秋田県横手市平和町 1 番 15 号
大 阪 営 業 所	大阪府大阪市中央区北久宝町四丁目 2 番 12 号

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
147名	13名増	40.1歳	6.8年

2. 会社の株式に関する事項（2026年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 10,000,000株

(2) 発行済株式の総数 3,301,000株

(3) 株主数 2,196名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
フューチャー株式会社	894,500株	27.43%
金澤 茂則	364,500株	11.18%
創歩人ホールディングス株式会社	133,700株	4.10%
加藤 智康	117,000株	3.59%
CALLON SAM ANDERBERG	115,100株	3.53%
INTERACTIVE BROKERS LLC	96,000株	2.94%
吉田 伸行	68,500株	2.10%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) R E NON TREATY CLIENTS ACCOU NT	61,400株	1.88%
光通信KK投資事業有限責任組合	59,100株	1.81%
株式会社SBI証券	55,699株	1.71%

（注）持株比率は、発行済株式総数から自己株式（40,551株）を除いて算出しております。

(5) 当事業年度中に業務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、取締役による当社の企業価値の持続的な向上への貢献意欲を従来以上に高めるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、当社取締役を対象として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	5,000株	3名
社外取締役（監査等委員である取締役）	－	－

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2026年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	金 澤 茂 則	
取 締 役	三 浦 英 彦	管理本部長
取 締 役	亀 田 尚 克	営業部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	滝 澤 玲	監査等委員会委員長、指名・報酬委員会委員長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	渡 辺 彰 敏	渡辺総合法律事務所 代表 東京都弁護士国民健康保険組合 専務理事
取 締 役 (監 査 等 委 員)	播 磨 奈央子	播磨奈央子公認会計士事務所代表 株式会社ビズリーチ監査役 ビジョナル株式会社社外取締役（監査等委員） キュービーネットホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） パラマウントベッドホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役 滝澤玲、渡辺彰敏及び播磨奈央子の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査等委員 滝澤玲氏は、長年、事業会社において経理部門を担当した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 常勤の監査等委員を選定している理由は、情報収集の充実を図り、内部監査室との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するためであります。
3. 監査等委員 渡辺彰敏氏は、弁護士として法律専門知識の知見を有しております。
4. 監査等委員 播磨奈央子氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。
- 執行役員は、2名であり、製品サービス部長 橋本修司、企画営業部長 柿野充洋で構成されております。
6. 緒方美樹氏は、2025年9月24日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員）を退任いたしました。
7. 取締役 滝澤玲、渡辺彰敏及び播磨奈央子の3氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、執行役員、管理職従業員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	50,461 (－)	45,066 (－)	－ (－)	5,395 (－)	3 (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	17,802 (17,802)	17,802 (17,802)	－ (－)	－ (－)	4 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2021年9月28日開催の第21回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議されております。当該決議に係る取締役の員数は7名であります。
2. 監査等委員の報酬限度額は、2021年9月28日開催の第21回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。当該決議に係る監査等委員の員数は5名であります。
3. 2022年9月27日開催の第22回定時株主総会にて、取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬について、譲渡制限付株式報酬の上限株式数を年10,000株とすることを決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の員数は3名です。
4. 社外取締役（監査等委員を含む）の報酬等の総額及び対象となる役員の員数は、2025年9月24日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員）を退任している1名を含んでおります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定に関する方針について、各役員の職務等に応じた基本報酬を支給することとしております。

取締役の報酬（監査等委員である取締役を除く。）は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、代表取締役社長と社外取締役である監査等委員3名で構成する任意の指名・報酬委員会で協議のうえ、取締役会で決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、任意の指名・報酬委員会で協議のうえ、監査等委員会で決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ 決定方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

（a）基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、固定報酬とします。

（b）業績連動報酬

業績連動報酬は設定しておりません。ただし、今後設定する場合には改めて取締役会にて方針を協議いたします。

（c）非金銭報酬等

譲渡制限付株式報酬を導入しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として導入しております。

監査等委員である取締役については、在任中においても譲渡制限付株式を給付され、議決権や配当を受領する権利等、株主の皆様と同様の権利を有することで、より一層株主の皆様に近い目線で価値を共有し職務に当たるよう意識づけることを目的としており、2026年9月28日開催の第26回定時株主総会において第4号議案「監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入及び譲渡制限付株式の付与のための報酬枠設定の件」が承認可決された場合、当該決議に基づき、監査等委員である取締役に対して非金銭報酬として、当社の譲渡制限付株式を支給いたします。

(d) 決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬の決定は、代表取締役社長と社外取締役である監査等委員３名で構成する任意の指名・報酬委員会で協議のうえ、取締役会で決定します。

監査等委員である取締役の個人別の報酬の決定は、代表取締役社長と社外取締役である監査等委員３名で構成する任意の指名・報酬委員会で協議の上、監査等委員会で決定します。

ハ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、各役員の職務等に応じた基本報酬を支給することとしております。

当社の取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、代表取締役社長と社外取締役である監査等委員３名で構成する任意の指名・報酬委員会で協議の上、取締役会です承された方法により決定しております。こうした手続きを経て、当該報酬額が決定されていることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役個々人の報酬額が決定方針に沿うものであると判断しております。

(４) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

- ・取締役 渡辺彰敏氏は、渡辺総合法律事務所の代表及び東京都弁護士国民健康保険組合の専務理事を兼職しております。

当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

- ・取締役 播磨奈央子氏は、播磨奈央子公認会計士事務所 代表、株式会社ビズリーチ 監査役、ビジョナル株式会社 社外取締役（監査等委員）、キュービーネットホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）、パラマウントベッドホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）を兼職しております。

当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び期待される役割に 関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等 委員)	滝 澤 玲	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、また、経営会議などの社内主要会議に出席し、必要に応じて発言を行っており、多角的観点から意思決定の妥当性を確保するための適切な役割を果たしております。 監査等委員会の委員長として、監査等委員会14回の全てに出席し、監査等委員会に監査状況について報告し、また、代表取締役社長を含む取締役や使用人との面談などを通して、職務の執行状況の報告を聴取するとともに、会計監査人及び内部監査室から報告を聴取し、情報交換や意見交換を実施しております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任や役員報酬等の決定過程において監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)	渡 辺 彰 敏	当事業年度開催の取締役会16回中15回に出席し、弁護士として法律専門知識を活かし、議案審議等に必要な発言を行っており、意思決定の適正性を確保するための役割を果たしております。 監査等委員会14回中13回に出席し、監査を含む監査等委員会全般の活動において意見を述べるとともに、会計監査人とのミーティングを通じ、必要な提言を行っております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任や役員報酬等の決定過程において監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)	播 磨 奈央子	社外取締役就任後に開催された取締役会11回の全てに出席し、公認会計士としての財務・経理等における豊富な経験と企業経営面全般に対する知見を活かし、議案審議等に必要な発言を行っており、意思決定の適正性を確保するための役割を果たしております。 監査等委員会10回の全てに出席し、監査を含む監査等委員会全般の活動において意見を述べるとともに、会計監査人とのミーティングを通じ、必要な提言を行っております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任や役員報酬等の決定過程において監督機能を担っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(注) 2025年9月24日開催の第25回定時株主総会において、監査法人アヴァンティアが当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、(公社)日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に定める同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

2026年6月期の期末配当金につきましては、1株につき19円00銭とする剰余金の処分案を本株主総会に上程しております。

7. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a コーポレート・ガバナンス

- (a) 取締役会は、社外取締役及び業務執行を行う取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規則」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (b) 業務執行取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- (c) 監査等委員（会）は、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」に則り、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の適正性を監査する。
- (d) 取締役の選解任と取締役候補の指名並びに報酬に関して、任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役会の諮問に応じて「指名・報酬委員会規則」に則り審議し、取締役会で決定する。

b コンプライアンス

- (a) 当社は、当社が遵守すべき企業理念の確立、並びに法令・定款及び社内規程の遵守のため「ロジザード行動規範」を定め、全ての取締役及び使用人における行動指針とする。取締役は率先垂範するとともに、使用人へ遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより行動規範の周知徹底を図る。
- (b) 当社はコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進体制の充実に努める。また、不正行為等が発生した場合は、原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行うとともに、再発防止策の展開等の活動を推進する。
- (c) 当社内部監査室は、当社の各部門における法令、定款及び社内規程等の遵守状況の監査を定期的に行い、その結果を社長・監査等委員会及び取締役会へ報告し、問題点の把握・指摘並びに改善策の提案・助言等を行う。
- (d) 当社は、外部専門家を通報窓口とするほか、社外取締役である監査等委員を通報窓口とする二つの通報窓口による内部者通報制度を制定し、取締役（監査等委員である取締役を除く）・使用人が通報できるものとし、当社における法令・定款、行動規範及び社内規程等の違反、又はその恐れのある事実の早期発見に努める。また、内部者通報制度に基づく通報を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いを行わない。

ｃ 財務報告の適正性確保のための体制整備

販売管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- (b) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスクその他様々なリスクに対処するため、各種管理規程、与信限度額の設定やリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総合的かつ個別的に管理する。
- (b) 前項で認識されたリスクは、少なくとも年１回は取締役会においてリスク顕在化の可能性、当社事業への影響の再確認を行う。また、同取締役会において、事業環境の変化等により新たなリスクが発生していないかを確認し、発生している場合は担当者を決定し、前項に定めるリスク管理体制及び管理手法の整備を行わせる。
- (c) 当社は各部門の業務執行状況について、取締役会・経営会議等で情報の共有を図り、当社のリスクの把握及び管理を行う。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューを実施する。
- (d) 必要に応じ、顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、法的リスクの軽減に努める。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 定期的開催する取締役会で、経営に関する重要事項について、法令・定款及び経営判断原則等に従い決議を行う。また、取締役会は、当社の中期事業計画並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
- (b) 取締役会では定期的に各業務執行取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行状況の妥当性・効率性の監督を行う。

ホ. 監査等委員会監査の実効性を確保するための体制

- ア. 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- (a) 当社は、監査等委員から請求があった場合は、監査等委員の職務を補助すべき専任の使用人を配置する。
- (b) 監査等委員を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内においては監査等委員に帰属するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとする。
- (c) 当該使用人の人事考課は監査等委員会が行い、その人事異動及び懲戒処分は、事前に監査等委員会の同意を必要とする。
- イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員に報告をするための体制及びその他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、報告を求めることができる。また、監査等委員が必要と判断する会議の議事録について、閲覧できる。
- (b) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は重大な法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかにその事実を監査等委員(会)に報告する。
- (c) 監査等委員は、その職務遂行上必要と判断した事項について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に報告を求めることができる。また、監査等委員は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- (d) 監査等委員（会）に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いを行わない。
- (e) 監査等委員と監査等委員でない取締役は、定期的に会合を持ち意見交換を実施する。
監査等委員は、内部監査部門・内部統制部門と連携を図り、随時 内部監査・内部統制に関する状況の報告を受け、意見交換を行う。また会計監査人からも定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うなど緊密な連携を図る。
また、必要に応じて、弁護士等その他外部の専門家の意見を聞き、情報交換を行うなど、連携を図ることができる。
- (f) 監査等委員が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

へ. 反社会社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、必要に応じて外部の専門機関とも連携をとる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主要な運用状況は以下のとおりです。

イ. 取締役会

当社の取締役会は16回開催され、取締役による職務執行の報告及び法令等に定められた事項、経営方針及び予算の策定等の経営の重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行の監督を行っております。また、各取締役は重要な業務執行について協議を行う会議などを定期的に開催しました。

ロ. 監査等委員会

当社の監査等委員会は14回開催され、株主総会、取締役会及び経営会議への出席や、取締役（監査等委員である取締役を除く。）・会計監査人・内部監査人からの報告聴取など法律上の権限行使のほか、各種のモニタリングを行っております。また、定期的に代表取締役社長、内部監査室及び内部統制担当取締役との意見交換の場を設けることなどで、監査の実効性の向上を図っております。

ハ. 内部監査室

内部監査室では、当社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、法令、定款及び社内規程への準拠性を確かめ、誤謬、漏洩、不正等の防止に役立てるなどの監査を実施し、定期的に代表取締役、取締役会、監査等委員（会）及び各部署の責任者へ報告し、改善推進を図っております。

二. コンプライアンス体制

コンプライアンス体制につきましては、コンプライアンス方針を定めた「ロジガード行動規範」を当社グループの全従業員に周知し、法令・定款及び社内規程を遵守させるための取り組みを継続的に行っております。また、取締役及び従業員に向けたコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスに対する意識向上にも取り組んでおります。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,148,366	流 動 負 債	473,987
現 金 及 び 預 金	1,733,276	買 掛 金	81,309
売 掛 金	288,233	リ ー ス 債 務	7,273
契 約 資 産	13,095	未 払 金	143,433
商 品	3,883	未 払 費 用	134,847
仕 掛 品	18,476	未 払 法 人 税 等	56,137
前 払 費 用	56,419	前 受 金	16,836
そ の 他	35,525	預 り 金	4,346
貸 倒 引 当 金	△544	そ の 他	29,801
固 定 資 産	781,297	固 定 負 債	2,205
有 形 固 定 資 産	74,452	長 期 リ ー ス 債 務	2,205
建 物	29,151		
工 具、器 具 及 び 備 品	36,270		
リ ー ス 資 産	9,029		
無 形 固 定 資 産	607,273	負 債 合 計	476,192
ソ フ ト ウ エ ア	468,372	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	138,858	株 主 資 本	2,453,470
そ の 他	41	資 本 金	304,604
投 資 そ の 他 の 資 産	99,571	資 本 剰 余 金	297,106
出 資 金	100	資 本 準 備 金	297,106
長 期 前 払 費 用	13,844	利 益 剰 余 金	1,914,371
繰 延 税 金 資 産	71,465	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,914,371
そ の 他	14,377	繰 越 利 益 剰 余 金	1,914,371
貸 倒 引 当 金	△215	自 己 株 式	△62,612
資 産 合 計	2,929,663	純 資 産 合 計	2,453,470
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,929,663

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

損益計算書

(2025年7月1日から2026年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額	
売	上		高		2,436,465
売	上	原	価		1,063,812
売	上	総	利		1,372,652
販	売	費	及		967,971
営	業		利		404,681
営	業	外	収	4,124	4,209
受	取		息		
そ		の	他		
営	業	外	費		
支	払		息		
為	替		差	361	543
そ		の	他	161	
				20	
経	常		利	4,084	408,347
特	別		損		4,084
固	定	資	産		
税	引	前	当		
法	人	税	等		
法	人	税	等	116,365	404,263
当	期	純	利	△14,247	102,117
					302,145

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から2026年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
					繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	303,944	296,446	－	296,446	1,680,187	1,680,187	△103,836	2,176,741	2,176,741
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	660	660		660				1,320	1,320
剰余金の配当					△58,133	△58,133		△58,133	△58,133
当 期 純 利 益					302,145	302,145		302,145	302,145
自己株式の処分			△9,827	△9,827			41,224	31,397	31,397
利益剰余金から資本剰余金への振替			9,827	9,827	△9,827	△9,827		－	－
当期変動額合計	660	660	－	660	234,184	234,184	41,224	276,729	276,729
当 期 末 残 高	304,604	297,106	－	297,106	1,914,371	1,914,371	△62,612	2,453,470	2,453,470

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年8月7日

ロジザード株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 大 佑
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 藤 沢 秀比古
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ロジザード株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、監査法人アヴァンティアと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月12日

ロジザード株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役） 滝 澤 玲 ㊞

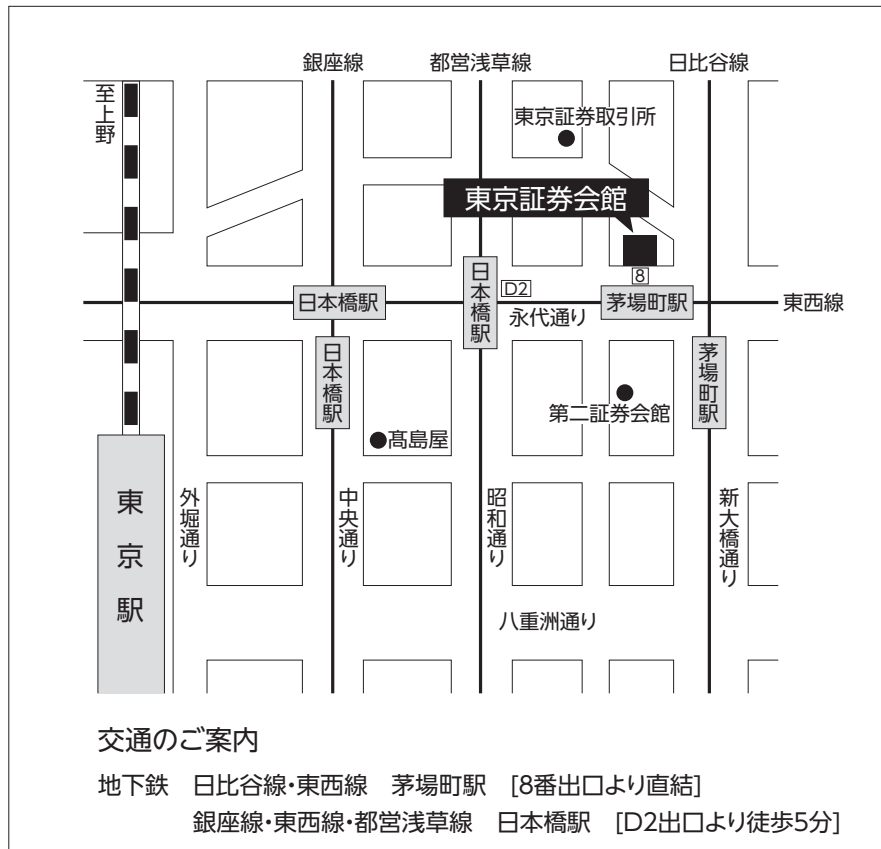
監 査 等 委 員（社外取締役） 渡 辺 彰 敏 ㊞

監 査 等 委 員（社外取締役） 播 磨 奈央子 ㊞

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 9階 第4会議室・第5会議室



第26回定時株主総会

その他の電子提供措置事項

(交付書面省略事項)

個別注記表

第26期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）

ロジガード株式会社

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ 商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～18年

工具、器具及び備品 4年～18年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法を採用しております。

なお、主なリース期間は5年です。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

当事業年度末において、損失の発生が見込まれる受注契約について将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。なお、損失が見込まれる受注契約に係る棚卸資産と、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

(顧客との契約から生じる収益)

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、いずれの取引も履行義務を充足してから概ね約1年以内取引の対価は受領しており、取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。

イ. クラウドサービス

システムサービス及びシステムで利用する端末機器のレンタルやサポートサービスを提供しております。

クラウドサービスは、システムの利用及び端末機器のレンタル等が一体となって顧客に提供されるため、それらを単一の履行義務として識別しており、その使用契約期間にわたり収益を認識しております。

ロ. 開発・導入サービス

クラウドサービスを利用する顧客に対して、ニーズに合わせた画面、帳票、インターフェイスなどのカスタマイズ開発及びクラウドサービスの利用開始時の各種設定作業のサポートを提供しております。

開発・導入サービスは、顧客との請負契約に基づきサービスを提供する履行義務を負っており、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りは原価比例法）により収益を認識しております。また、契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りができない案件については、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、期間がごく短い案件については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ハ. 機器販売サービス

クラウドサービスに付随し、倉庫などで利用されるプリンターやアクセスポイント等の機器及びプリンターラベル等のサプライ品を販売並びに保守サービスを提供しております。

機器等の販売は、機器等を顧客に引渡し顧客が機器等に対する支配を獲得した時点で履行義務が充足されると判断しております。そのため、機器等を引渡した一時点において収益を認識しております。

また、機器等の保守サービスは、顧客との契約期間にわたり履行義務が充足されるものと判断し、サービス契約期間にわたり収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

① 有形固定資産の減価償却累計額	58,063千円
② 資産から直接控除した受注損失引当金	
仕掛品	5,604千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	3,301,000株
------	------------

(2) 自己株式の数に関する注記

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	65,841株	1,010株	26,300株	40,551株

(注) 自己株式の数の増加1,010株は、付与した譲渡制限付株式報酬の権利失効取得によるものであり、減少26,300株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年9月24日 定時株主総会	普通株式	58,133	18.00	2025年6月30日	2025年9月25日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年9月28日 定時株主総会	普通株式	61,948	19.00	2026年6月30日	2026年9月29日

(4) 新株予約権に関する事項

当事業年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	78,500株
------	---------

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社では、事業活動の基礎となる運転資金の資金調達について、自己資金による充当を基本としておりますが、事業規模の変動に伴い短期的な運転資金が必要になる場合、又は設備投資資金が必要になる場合は銀行借入による調達を行います。

デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は少額にとどまっておりますが、為替の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金及び契約資産にかかる顧客の信用リスクは、当社の販売・与信管理規程に従い、営業債権について営業部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、経理部が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握に努めております。

ロ. 市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社は、経理部が通貨別、月別に為替相場のモニタリングを行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」については、現金であること、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

また、「売掛金」、「契約資産」及び「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度

(2026年6月30日)

繰延税金資産	
未払賞与	35,331千円
未払事業税	5,254
未払賞与社会保険料	5,092
貸倒引当金	239
資産除去債務	5,711
減価償却超過額	1,314
その他	18,520
計	71,465
繰延税金資産の純額	71,465

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	752円49銭
1株当たり当期純利益	93円06銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	91円26銭

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	サービスの名称			合計
	クラウド サービス	開発・導入 サービス	機器販売 サービス	
一時点で移転される財又はサービス	—	323,830	80,635	404,465
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,901,663	122,280	8,055	2,031,999
顧客との契約から生じる収益	1,901,663	446,110	88,691	2,436,465
外部顧客への売上高	1,901,663	446,110	88,691	2,436,465

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(4) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
契約資産	13,095
契約負債	16,836

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 重要な後発事象に関する注記

特に記載する事項はありません。